

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:茨城県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|--|---|
| 平成28年度 ～ 平成29年度 | 11 | 0 | 11 | 59% | 6 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 酪農 3 肉用牛 3 養豚 4 養鶏 1 ・目標達成状況 達成5 未達成6 <p>11取組主体のうち5取組主体では収益性の向上がみられ目標を達成したが、6取組主体では新型コロナウイルスによる需要減少・労働力不足・衛生管理改善途中等の理由から頭数増につながらず、販売額や収入を伸ばすことができなかったことから、達成率の平均は59%に留まっている。</p> | 成果目標の県平均達成率は59%であり、改善措置の判断基準である90%未満であるため、県に対し改善措置を求める。 |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:栃木県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|---|---|
| 平成28年度 ～ 平成30年度 | 8 | 0 | 8 | 155% | 4 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 酪農 3 肉用牛 2 養豚 3 ・目標達成状況 達成4 未達成4 <p>協議会毎に達成状況の大きなばらつきが見られるものの、全体では事業の成果が出ている。今後は目標が達成できなかった協議会について、原因の精査を行い、事業主体に対し関係機関と連携を図り計画の遂行を指導する。</p> | <p>成果目標の県平均達成率は155%であり、改善措置の判断基準である県平均達成率が90%以上であるため、県に対して改善措置は求めないが、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)における評価の取扱い(H30.5.21付生産局畜産部畜産企画課課長補佐(推進班担当)事務連絡)」に基づき、成果目標の達成率が90%未満の事業実施主体について、成果目標の達成が見込まれるまでの間、改善指導を行い、成果目標を達成した場合は、農政局へ報告するものとする。</p> |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:群馬県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|--|--|
| 平成28年度 ～ 平成29年度 | 3 | 0 | 3 | 194% | 1 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 酪農 1 肉用牛 1 養豚 1 ・目標達成状況 達成2 未達成1 <p>養豚1取組主体は、目標を大幅に下回る達成率となっている。未達成になった要因は把握できていることから、目標達成のための取組を明確化させ、対策を徹底するよう指導する。</p> <p>肉用牛1取組主体と酪農1取組主体については、計画どおりに規模拡大や自給飼料利用の拡大、生産コストの削減等について取り組むことができ、目標値を上回る成果が出ている。</p> <p>今後も成果を維持・向上できるように定期的に進捗管理等を確認し、関係者で連携して支援・指導していきたい。</p> | <p>成果目標の県平均達成率は194%であり、改善措置の判断基準である県平均達成率が90%以上であるため、県に対して改善措置は求めないが、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)における評価の取扱い(H30.5.21付生産局畜産部畜産企画課長補佐(推進班担当)事務連絡)」に基づき、成果目標の達成率が90%未満の事業実施主体について、成果目標の達成が見込まれるまでの間、改善指導を行い、成果目標を達成した場合は、農政局へ報告するものとする。</p> |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:埼玉県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|---|---|
| 平成28年度 ～ 平成29年度 | 2 | 0 | 2 | 73% | 2 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 肉用牛 1 養豚 1 ・目標達成状況 未達成2 <p>事業実施主体2協議会とも目標未達となった。 目標達成に向けて改善指導を継続するとともに、併せてその達成状況も定期的に確認する。</p> | 成果目標の県平均達成率は73%であり、改善措置の判断基準である90%未満であるため、県に対し改善措置を求める。 |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:千葉県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|--|---|
| 平成28年度 ～ 令和元年度 | 3 | 0 | 3 | 336% | 1 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 養豚 2 養鶏 1 ・目標達成状況 達成2 未達成1 <p>3件中、未達成が1件あったが、達成率が非常に大きい取組主体があったため、平均達成率は大きくプラスとなった。</p> | <p>成果目標の県平均達成率は336%であり、改善措置の判断基準である県平均達成率が90%以上であるため、県に対して改善措置は求めないが、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)における評価の取扱い(H30.5.21付生産局畜産部畜産企画課課長補佐(推進班担当)事務連絡)」に基づき、成果目標の達成率が90%未満の事業実施主体について、成果目標の達成が見込まれるまでの間、改善指導を行い、成果目標を達成した場合は、農政局へ報告するものとする。</p> |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:山梨県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|---|---|
| 平成28年度 ～ 平成29年度 | 2 | 0 | 2 | 83% | 2 | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 肉用牛 1 養羊 1 ・目標達成状況 未達成2 <p>両協議会とも目標未達となったが、未達原因の改善に取り組んでおり目標値に近づいてきていることから目標達成は可能と考えられる。</p> | 成果目標の県平均達成率は83%であり、改善措置の判断基準である90%未満であるため、県に対し改善措置を求める。 |

別添様式2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)の評価結果

(都道府県名:長野県)

1. 収益性の向上効果

| 事業 実施年度 | 事業 実施数 ア | 評価対象外 事業数 イ | 評価対象 事業数 ア-イ | 目標の 平均達成率 | 評価対象事 業のうち、都 道府県が事 業実施主体 へ改善指導を 必要とした事 業数 | 地方農政局 等から都道府 県計画の改 善指導の必 要の有無 | 都道府県による総合所見 | 地方農政局等による総合所見 |
|-----------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------|---|---|--|---|
| 平成28年度 ～ 平成29年度 | 2 | 0 | 2 | 247% | 1 | 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施取組主体 酪農 1 養鶏 1 ・目標達成状況 達成1 未達成1 <p>生産コストの上昇により経費が増加しており、価格補正による評価を行った。 1取組主体については、価格補正後も成果目標が未達成となったため、今後も市と連携して定期的に状況確認を行い、目標達成に向けて指導を継続する。</p> | <p>成果目標の県平均達成率は247%であり、改善措置の判断基準である県平均達成率が90%以上であるため、県に対して改善措置は求めないが、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(施設整備事業)における評価の取扱い(H30.5.21付生産局畜産部畜産企画課課長補佐(推進班担当)事務連絡)」に基づき、成果目標の達成率が90%未満の事業実施主体について、成果目標の達成が見込まれるまでの間、改善指導を行い、成果目標を達成した場合は、農政局へ報告するものとする。</p> |